

日本区域麻酔学会認定制度規則

第1章 目的

第1条 日本区域麻酔学会は、区域麻酔の安全性と質の向上を目指し、会員の教育を充実させるために、認定制度を定める。

第2章 認定制度の運用

第2条 日本区域麻酔学会は、認定制度を適正かつ円滑に運営するため、日本区域麻酔学会認定審査委員会（以下認定審査委員会）を設置する。

第3章 認定審査、認定更新に関する公告

第3条 認定審査、認定更新の期日、認定要件、手続きの詳細などに関しては、日本区域麻酔学会ホームページ上（<http://www.regional-anesth.jp/>）で公告する。

第4章 認定資格の種類

第4条 日本区域麻酔学会は認定医と指導医を認定する。

第5条 認定医は、安全かつ質の高い区域麻酔を提供するのに必要な知識と技能を有すると認定された者に対して与えられる。

第6条 指導医は、認定医の資格を有する者で、指導者としての資格を有していると認定された者に対して与えられる。

第5章 認定医、指導医の認定審査

第7条 認定審査は、所定の申請書類を認定審査委員会に提出することによって申請する。

第8条 認定医、指導医の認定に必要な要件については細則に定める。

第6章 認定医、指導医の認定期間

第9条 認定審査に合格した場合、審査申請をした翌年の4月1日から認定医あるいは指導医として認定され、認定開始5年後の3月31日にその認定は失効する。

第7章 認定医、指導医の資格更新

第10条 認定医、指導医はその認定が失効する前年に、それぞれの資格の更新申請をすることによって更新される。

第11条 認定医、指導医の資格更新に必要な要件については細則に定める。

第8章 認定の喪失・取り消し

第12条 認定医、指導医は、次の事由によりその資格を喪失する。

- ① 会員の資格を喪失したとき
- ② 認定医、指導医の資格を辞退したとき
- ③ 認定の更新を申請しなかったとき

第 13 条 会長は、認定医、指導医としてふさわしくない行為のあった者に対し理事会の議を経て資格を取り消すことができる。

第 9 章 認定資格更新の延長

第 14 条 やむを得ない事情があつて認定医、指導医資格の更新が不可能な場合、認定委員会に申請することによって資格失効日を 1 年間延長することができる。

第 15 条 資格更新の延長を申請した場合、新たな資格失効日までに資格更新申請をしなければ資格を喪失する。

第 16 条 資格更新延長後の資格更新に必要な要件は、細則に定める。

認定医審査細則

認定医審査には暫定認定と正式認定を設置する。

I. 暫定認定

1. 暫定認定審査は 2017 年と 2018 年におこなう。
2. 第一回の暫定認定医審査の申請は 2017 年 9 月末日を締め切り（必着）とする。
3. 認定要件（申請時において）
 - ① 公益社団法人日本麻酔科学会が認定する麻酔科専門医であること
 - ② 3 年以上継続して日本区域麻酔学会の会員であること
 - ③ 日本区域麻酔学会学術集会に 3 回以上参加していること
 - ④ 日本区域麻酔学会学術集会において発表者（共同演者も含む）としての発表歴があること
 - ⑤ 日本区域麻酔学会が認定したハンズオンワークショップへの参加歴が 1 回以上あること

II. 正式認定

1. 正式認定審査は 2019 年より開始する。
2. 第一回の正式認定医審査の申請は 2019 年 9 月末日を締め切り（必着）とする。
3. 認定要件（申請時において）
 - ① 公益社団法人日本麻酔科学会が認定する麻酔科専門医であること
 - ② 継続して 5 年間以上日本区域麻酔学会の会員であること
 - ③ 過去 5 年間に本学会学術集会に 2 回以上参加していること
 - ④ 別表の業績実績単位表に基づいて、過去 5 年間に業績実績単位を 100 単位以上取得していること

指導医審査細則

1. 指導医審査は2020年より開始する。
2. 第一回の指導医審査の申請は2020年9月末日を締め切り（必着）とする。
3. 認定要件（申請時において）
 - ① 継続して2年間以上日本区域麻酔学会認定医であること
 - ② 過去5年間に本学会学術集会に2回以上参加していること
 - ③ 日本区域麻酔検定試験（JRACE）の合格証を有すること
 - ④ 日本区域麻酔学会認定講習を1回以上受講していること(審議中)

認定更新細則

1. 認定医・指導医の更新には以下の要件が必要である。(申請時において)
 - ① 継続して5年間以上日本区域麻酔学会の会員であること
 - ② 過去5年間に本学会学術集会に2回以上参加していること
 - ③ 別表の業績実績単位表に基づいて、過去5年間に業績実績単位を50単位以上取得していること

資格更新延長後の認定更新細則

1. 認定医・指導医の資格更新延長を申請した場合、延長後の資格更新に必要な単位は60単位である。

業績実績単位表

認定に必要な業績実績単位は以下の5項目に分類される。

1. 学術集会参加単位

日本区域麻酔学会学術集会	10 単位
海外の区域麻酔に関する学会 (ASRA,AOSRA,ESRA,ISRA)	5 単位
関連学会 (支部学術集会あるいは地方会も含む)	5 単位

2. 業績単位

日本区域麻酔学会学術集会発表 (シンポジスト、教育講演を含む)	
筆頭	15 単位
共同・座長	5 単位
関連学会で区域麻酔に関連する発表 筆頭のみ	5 単位
区域麻酔に関連する論文・著書 筆頭	15 単位
共同	5 単位

<関連学会>

日本麻酔科学会、日本臨床麻酔学会、日本ペインクリニック学会、日本心臓血管麻酔学会、日本集中治療医学会、日本小児麻酔学会、老年麻酔学会、日本静脈麻酔学会、日本産科麻酔学会

3. 区域麻酔関連資格

日本臨床麻酔学会 教育インストラクター (神経ブロック)	20 単位
<u>European Diploma in Regional Anaesthesia & Pain Therapy (EDRA)合格者</u>	<u>20 単位</u>

4. 日本区域麻酔学会認定講習受講単位

日本区域麻酔学会学術集会、日本区域麻酔学会主催セミナーで開催される各種講演、シンポジウムで、日本区域麻酔学会が認定講習と認めたものを受講した場合、1回受講あたり5単位 (講師としての参加も含む)

5. 日本区域麻酔学会認定ハンズオンワークショップ参加単位

日本区域麻酔学会が認定したハンズオンワークショップに参加した場合、1回受講あたり10単位。(インストラクターとしての参加も含む)。

認定医認定に必要な業績実績単位必要最低数

必要総単位数	100 単位以上
学術集会参加単位	20 単位以上
業績単位	20 単位以上
日本区域麻酔学会認定講習受講単位	20 単位以上
日本区域麻酔学会認定ハンズオンワークショップ参加単位	20 単位以上

認定医・指導医の更新に必要な業績単位必要最低数

必要総単位数	50 単位以上
学術集会参加単位	20 単位以上
業績単位	5 単位以上
日本区域麻酔学会認定講習受講単位	10 単位以上
日本区域麻酔学会認定ハンズオンワークショップ参加単位	10 単位以上

ただし、更新の際には3. 区域麻酔関連資格を必要総単位数に含めることはできない。

日本区域麻酔学会主催 日本区域麻酔検定試験
Japanese Regional Anesthesia Certificate Examination (JRACE)
細則

1. 日本の区域麻酔に関する知識・技能の水準ならびに日本区域麻酔学会の教育活動効果を客観的に評価するため、日本区域麻酔学会は年に1回、日本区域麻酔検定試験 (Japanese Regional Anesthesia Certificate Examination: JRACE)を実施する。
2. 試験は筆記試験によって行う。
3. 第1回の試験は2019年に開催する (JRACE 2019)。
4. 試験の詳細に関しては、日本区域麻酔学会ホームページ上で公告する。

日本区域麻酔学会認定講習

1. 日本区域麻酔学会、日本区域麻酔学会主催セミナー、その他関連学会で実施される、教育講演、特別講演、シンポジウム、リフレッシュャーコースなどは、教育委員会が区域麻酔に関する知識・技能の教育上適切であると判断した場合、認定講習と認定する。
2. 認定講習に関する詳細は日本区域麻酔学会ホームページ上で広告するとともに、各学会のプログラム、抄録集にその旨公示する。

日本区域麻酔学会認定ハンズオンワークショップ

別紙へ

日本区域麻酔学会認定指導医認定必修講習

1. 日本区域麻酔学会、日本区域麻酔学会主催セミナー、その他関連学会で実施される、教育講演、特別講演、シンポジウム、リフレッシャーコースは、教育委員会が指導医認定に必要な内容であると判断した場合、指導医認定必修講習と認定する。
2. 認定講習に関する詳細は日本区域麻酔学会ホームページ上で広告するとともに、各学会のプログラム、抄録集に認定講習である旨公示する。